

平成30年度

第4回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成30年7月12日

湯沢市農業委員会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年7月12日(木) 午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時03分

閉会 午後2時25分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣(会長)

2) 欠席した委員

8番 藤谷 清志

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後2時03分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 査 高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 申請取下げ申請

(3) 申請許可状況

3. 議 案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第18号 非農地証明願いについて

議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)
について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後2時3分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、8番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、9番 高橋 敬悦 委員、10番 高橋 伸太郎 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は3件、面積6,636 m²であります。解約理由は、整理番号23号、24号は、第三者に使用貸借するため、整理番号25号は、高齢化による解約となっております。</p> <p>次に、2 申請取下げ申請が1件であります。取下げ理由は、貸人の都合によるためとなっております。</p> <p>次に議案書3ページをご覧ください。申請許可状況であります。重要案件について秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受けましたので、第2回及び第3回総会案件については、全件を許可したことを報告いたします。報告は以上であります。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成 30 年 7 月 12 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。賃貸借権設定整理番号 8 号と所有権移転整理番号 20 号は関連事案ですので一括して説明します。申請事由は受人の経営拡張、面積は合わせて 894.81 m²で、貸借の 10 a 当たり賃料は 8,000 円、移転の売買単価は 10 a 当たり 131,579 円となっております。</p> <p>次に議案書 6 ページから 8 ページをご覧ください。3 条使用賃貸借権設定は 5 件、面積は 61,301.2 m²であります。申請事由は申請番号 4 号と 5 号は兼業による経営縮小で、賃貸借契約合意解約により返還を受けた農地の権利設定です。申請番号 6 号は経営移譲、申請番号 7 号は農業者年金の経営移譲、申請番号 8 号は相手方の要望であります。次に 9 ページから 11 ページをご覧ください。3 条所有権移転は 9 件、面積 17,373 m²であります。申請事由は申請番号 11 号と 12 号が農業廃止による贈与、申請番号 13 号と 14 号が自作地相互の交換、申請番号 15 号と 16 号が生前一括贈与、申請番号 17 号から 19 号が相手方の要望で、売買価格は、総会資料記載のとおりとなっております。説明は以上であります。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第 16 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯</p>

<p>議 長</p>	<p>沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 30 年 7 月 12 日提出。</p> <p>議案書 13 ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定は、賃貸借権が 3 件、面積は 28,342.61 m²であります。新規の設定は 1 件、再設定が 2 件であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 17 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 17 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>


議 長	佐藤班長。
	(議案第 17 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)
佐藤班長	議案書 14 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法所有権移転
	は 2 件、面積は 3,724 m ² であります。申請事由はすべて経営拡張であり
	ます。売買価格については総会資料記載のとおりであります。すべての
	集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満
	たしていると考えます。説明は以上であります。
議 長	質疑を行います。何かご質問ございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 17 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を計画のと
	おり決定することと致します。
議 長	次に、議案第 18 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務
	局より説明をお願い致します。
	(高橋主査、挙手)
議 長	高橋主査。
	(議案第 18 号「非農地証明願いについて」、朗読説明)
高橋主査	議案第 18 号「非農地証明願いについて」、農地法第 4 条及び同法第 5
	条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第 2 条の規定に
	よる農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決
	定を要す。平成 30 年 7 月 12 日提出。
	議案書 16 ページ、議案付属資料 17 ページから 20 ページをご覧ください。
	申請番号 2 号は、昭和 40 年ころから山林として使用し、付近の山林


議 長	<p>と一体となったため、今回の申請となりました。申請土地は、上院内字中ノ沢 113-2、地目は畑、面積は 49 m²となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 宮原 正明 委員から報告願います。</p> <p>(2番 宮原 正明 委員、挙手)</p>
2 番	<p>2番 宮原 正明 委員。</p> <p>議案第 18 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>6月28日、3番 高橋 郁夫 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請地は周辺山林と一体化しており、杉の大木が並んでいることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 18 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 18 号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 18 号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第 19 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 19 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正 (案) について」、朗読説明)</p> <p>議案第 19 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正 (案) について」、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案についての諮問があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。平成 30 年 7 月 12 日提出。</p> <p>議案書 18 ページをご覧ください。新旧対照表の中段のやや下、下線部分に記載の資金名称を改正するものであります。</p> <p>改正の理由は、国が定める「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱」の一部改正に合わせ、県の基本方針が変更されたことに伴い、市の基本構想についても記載事項の修正を行うものであります。基本構想改正の概要としまして、資金の名称が変更になったことから、現行の青年就農給付金を農業次世代人材投資資金に改正するものであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 19 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、構想の改正 (案) について採決をお願い致します。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 19 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正 (案) について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することに致します。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 2 時 25 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成30年7月12日

議長 半田好廣 

署名委員 9番 高橋敬悦 

署名委員 10番 高橋伸太郎 